

2025 一関市立赤荻小学校 いじめ防止基本方針

(保護者用)

2025年4月1日

1 いじめの定義といじめ未然防止に向けて

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」
平成25年9月28日施行
「一関市いじめ基本方針」
平成26年10月制定
平成30年4月改定 より抜粋

いじめ未然防止のための本校の取組



(1) 学級経営の充実

- 年間3回の「児童を対象とした学校生活アンケート調査（6月、11月、2月）」と「教育相談（聞き取り調査）」を実施しながら、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

※ 教育相談（聞き取り調査）は、日常的に随時行う。

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもつことができるようにする。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- SNSの危険性や個人情報の保護等、児童への情報モラル教育を行う。
- メディアコントロールを含めた、規則正しい生活習慣を指導する。
- タブレット使用の約束・きまりを指導する。

(4) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 必要に応じて、磐井中学校や赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等との情報交換を行う。

2 いじめ早期発見のための取組について

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

保護者のみなさんからの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて、一関市教育委員会、磐井中学校、赤荻幼稚園、赤荻クラブ、一関学習交流館等と連携して課題解決を図ります。

(2) 「学校評価アンケート調査」の実施

12月に保護者用「学校評価アンケート調査」を実施します。

(3) 日々の対応

授業をはじめとして、登下校や休み時間・放課後の課外活動等でも児童の様子に目を配り、日々の日常観察の中で、交友関係や悩みを把握し、指導に生かします。

3 いじめのサイン（こんな時にはご注意ください！）

お子さんに、次のような様子が見えてきたら、いじめにあっている可能性があります。お子さんの様子を観察し、いじめのサインを見逃さないようにお願いします。

・ボーッとすることが多い ・口数が減る ・成績が下がる ・忘れ物が増える
⇒いじめの不安や恐怖、ストレスが考えられます。

・学校のことを話さなくなる ・学校や友達の話を避ける ・からだの不調を訴える
・教科書や持ち物が何度もなくなる ・怪我が増え、服や持ち物の汚れがある
・朝、学校へ行きたがらない ・休みがちになったり遅刻が増えたりする
⇒いじめを受けていると考えられます。このことを隠すこともあります。

・登校や学校行事等への参加をいやがる ・食欲が減る ・夜あまり寝ていない（不眠）
・感情の起伏が激しくなる ・言葉がとげとげしくなる ・攻撃的な態度になる
・いらいらして怒りっぽくなる ・急激に落ち込む
⇒いじめを受けて出る、心の症状であると考えられます。



4 いじめが確認されたら・・・

(1) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議します。

(2) いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者との連携を図りながら指導を行います。

(3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を検討します。

(4) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を検討します。

(5) 犯罪行為として取り扱うべき重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

お子さんのことでお困りのことやご相談がありましたら、
学校までご連絡ください。 電話 25-2130